

皆さん、こんにちは！
串間市民病院院長の
江藤敏治です！



えとう としはる
江藤 敏治

串間市民病院院長、医学博士・内科医・産業医・公認心理師・労働衛生コンサルタント・農作業安全アドバイザー

【略歴ならびに活動内容】
1962年串間市生まれ。
1989年宮崎医科大学卒業。
1994年から3年間ハーバード大学医学部で研究。1999年串間市民病院内科部長、2002年宮崎大学准教授、2013年宮崎県立看護大学・大学院教授を経て2020年4月から現職

です。昨年は宮崎大学救命救急に在籍しておりました。当院内科で1番の若手ですがとても頼もしい先生です。

●久保田 哲代先生
訪問診療を担当してくれる先生です。訪問診療27年のスペシャリストです。何度もお願いで串間に来ていただきました。感謝です。常に患者さまに寄り添われる心の熱い先生です。

いつも串間市民病院が大変お世話になっております。この1年間新型コロナウイルス感染症の影響で皆さん、大変ストレスのかかる時間をお過ごしのことと思います。ようやく、新型コロナウイルスの接種が始まりました。今までワクチン接種などでアレルギーが出たことがない人はぜひ受けていただくことをお勧めいたします。この新型コロナウイルス感染症で本当に気付かされたことがあります。それは、コミュニケーションの大切さです。人が何か行動を起こすときにその原動力となるのは「思いの強さ」です。その「思い」を導くのがコミュニケーションです。そのコミュニケーションの本質は「人と人」のつながりだと改めて感じた1年でした。

皆さんにお願ひがあります。ぜひ私たちに力を貸してください。看護師さん、看護助手さん、薬剤師さん、リハビリ職員さん、医療事務職員さん、人手が足りません。人手が足りない中、みんな気持ちだけで一生懸命尽くしてくれています。一緒に働きませんか。また知り合いのご子息や知人の方で医師の方がおられましたらぜひ口説いてお呼び寄せください。情報だけでもいただけないでしょうか。口コミ力が一番重要です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事情により一時的に在宅介護が困難となった場合に短期間の入院を利用することです。ご自宅で介護されている方の心身の疲労を和らげることが目的です。ご自身の検査などの入院の際にもご利用いただけます。ぜひご相談ください。

③白内障手術入院治療ができるようになりました。みつとめ眼科との連携により、串間市民病院に入院して白内障手術を受けることができるようになりました。

④治療内視鏡を強化しました。大腸ポリープは長期放置するとがん化する可能性がある疾患です。当院には内視鏡専門医が3名在籍しております。県内でも充実した屈指の陣容で治療に当たっております。安心してご相談ください。

●中西 千尋先生
総合内科専門医です。消化器を専門としております。以前も当院で勤務しておりました。皆さんご存じの人気抜群の先生です。副院長として赴任してくれました。心強い先生です。

●北條 健人先生
自治医大出身の新進気鋭の先生

●久保田 哲代先生
訪問診療を担当してくれる先生です。訪問診療27年のスペシャリストです。何度もお願いで串間に来ていただきました。感謝です。常に患者さまに寄り添われる心の熱い先生です。

事務職員さん、人手が足りません。人手が足りない中、みんな気持ちだけで一生懸命尽くしてくれています。一緒に働きませんか。また知り合いのご子息や知人の方で医師の方がおられましたらぜひ口説いてお呼び寄せください。情報だけでもいただけないでしょうか。口コミ力が一番重要です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、この1年間の取り組みと、これからの取り組みならびに新たに赴任してくれた内科の先生方をご紹介いたします。

①透析治療を拡充しました。従来週3日から週6日へ拡充強化しました。送迎についてもご相談ください。

②レスパイト入院を始めました。レスパイト入院とは、障がいや難病をお持ちの方で、介護者の

●中西 千尋先生
総合内科専門医です。消化器を専門としております。以前も当院で勤務しておりました。皆さんご存じの人気抜群の先生です。副院長として赴任してくれました。心強い先生です。

●北條 健人先生
自治医大出身の新進気鋭の先生

●久保田 哲代先生
訪問診療を担当してくれる先生です。訪問診療27年のスペシャリストです。何度もお願いで串間に来ていただきました。感謝です。常に患者さまに寄り添われる心の熱い先生です。

●久保田 哲代先生
訪問診療を担当してくれる先生です。訪問診療27年のスペシャリストです。何度もお願いで串間に来ていただきました。感謝です。常に患者さまに寄り添われる心の熱い先生です。

じゃがじゃが

健幸通信



令和3年度 高齢者の肺炎球菌 予防接種の助成があります

●助成実施期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日

●助成対象者
令和3年4月1日から令和4年3月31日までは、次の方が対象者となります。
対象者には「説明書」「予防票」を4月中に郵送いたしますのでご確認ください。

(1)65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方(左表を参照)

(2)60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)

※過去に1回でもニューモバックスNP(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種

(1)65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方

65歳となる方	昭和31年4月2日生～ 昭和32年4月1日生
70歳となる方	昭和26年4月2日生～ 昭和27年4月1日生
75歳となる方	昭和21年4月2日生～ 昭和22年4月1日生
80歳となる方	昭和16年4月2日生～ 昭和17年4月1日生
85歳となる方	昭和11年4月2日生～ 昭和12年4月1日生
90歳となる方	昭和6年4月2日生～ 昭和7年4月1日生
95歳となる方	大正15年4月2日生～ 昭和2年4月1日生
100歳となる方	大正10年4月2日生～ 大正11年4月1日生

問

医療介護課健康増進係
☎72-03333(内線517)

※必ず「説明書」をご覧になってから、接種するようにお願いします。

※ご不明な点があれば左記連絡先までお問い合わせください。

●自己負担II抗体検査、予防接種ともに無料
●持ち物
・風しんの抗体検査受診票
・本人を確認できる物(免許証、マイナンバーカードなど)

●実施期間II令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

●対象者II串間市に住所を有する、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
(令和元年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方、令和2年度は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方にクーポン券を郵送しました。今年度は令和元年度、令和2年度に抗体検査および予防接種未受診だった方に対して期限延長の文書を郵送します)

●実施期間II令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

●自己負担II抗体検査、予防接種ともに無料
●持ち物
・風しんの抗体検査受診票
・本人を確認できる物(免許証、マイナンバーカードなど)

●実施期間II串間市内だけでなく、市外・県外の医療機関でも抗体検査、予防接種を受けることができます。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

また、職場での健診などの機会にも抗体検査を受けられる場合があります。その際は、健診実施機関が抗体検査の対応が可能か、健診実施機関へ事前に確認をお願いします。

☎72-03333(内線517)

風しんの抗体検査 および予防接種を受けられます！

●自己負担II抗体検査、予防接種ともに無料
●持ち物
・風しんの抗体検査受診票
・本人を確認できる物(免許証、マイナンバーカードなど)

●実施期間II令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

●対象者II串間市に住所を有する、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性
(令和元年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方、令和2年度は昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方にクーポン券を郵送しました。今年度は令和元年度、令和2年度に抗体検査および予防接種未受診だった方に対して期限延長の文書を郵送します)

●実施期間II令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

●自己負担II抗体検査、予防接種ともに無料
●持ち物
・風しんの抗体検査受診票
・本人を確認できる物(免許証、マイナンバーカードなど)

●実施期間II串間市内だけでなく、市外・県外の医療機関でも抗体検査、予防接種を受けることができます。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

また、職場での健診などの機会にも抗体検査を受けられる場合があります。その際は、健診実施機関が抗体検査の対応が可能か、健診実施機関へ事前に確認をお願いします。

☎72-03333(内線517)

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の手続き延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症への感染などにより療養し、働くことができない国民健康保険・後期高齢者医療の加入者に対し支給する「傷病手当金」について、今回、対象期間が3カ月延長されました。

●対象期間
令和2年1月1日から
令和3年6月30日まで
(※期間が延長になりました。今後さらに変更になる場合があります)

制度の概要

●対象者
給与収入のある国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われる方

●支給要件
新型コロナウイルスに感染などの理由により仕事ができず、収入が減少した場合

●支給金額
労務に服していれば本来受給できた給与収入の3分の2にあたる額を傷病手当金として支給

詳しくは電話にてお問い合わせください。

☎72-03333(内線513)